

【回 覧】

令和6年5月11日

千鳥東区通信 5月号

1 春季道路環境美化活動について

回覧で詳細をお知らせのとおり【5月19日(日)】公園等の除草作業を実施します。8時30分からトラック積み込み終了(10時00時頃)までです。暑さ対策をされて、ご協力をお願いします。当日雨天の場合は[5月26日(日)]に順延します。

2 夏祭りの実施について

先月号で、ご連絡しました千鳥東区夏祭りについては役員組長会で協議をし

(1) 実施日程 【7月27日(土)】

(2) 実施場所 【なのみの里 芝生広場】

(3) 参加チーム 1組～6組 子ども(育成)会 なのみの里 福祉会 成人学級等です。内容については、今後協議をして決めていきます。

詳細が決まりましたら、順次回覧でお伝えいたします。

3 6月分別収集日について 【各組の時間指定はありません】

6月9日(第2日曜) 8:30～9:30

分別当番のかたは8時10分に集合です。よろしくをお願いします。

【分別収集(資源ごみ)で出せる区分、びん類・ガラス・紙パック・陶磁器・乾電池 スプレー缶・鍋類・傘・蛍光灯・ペットボトル・プラスチック製容器包装・飲料缶 発泡スチロール製梱包材、アルミ缶とスチール缶は事前分別をして出して下さい。コンテナ以上の大きさのもの(粗大ごみ)の収集はできません。】

4 その他の連絡

(1) 養成講座の開設について

・健康づくり推進員養成講座 申し込み 市健康づくり係 TEL 942-1151

・ヘルスマイト養成講座 申し込み 市健康介護課 TEL 942-1151

詳細は、別紙回覧をご覧ください。

(2) 第12回食の祭典(古賀モノづくり博)

日時 5/19(日) 9:00～15:00 場所 市内福岡食品加工団地

主催 食の祭典実行委員会 【問い合わせ先 092-940-2300】

(3) 5/11(土)古賀北中の体育会が開催され区民を代表して区長が出席しました。

本区の子ども達も、各種競技等に明るく楽しい元気浚刺と取り組んでいました。

★ 千鳥校区コミュニティの各部会の記事内容は、ホームページをご覧ください。

★ 千鳥東区の連絡の詳細は、回覧板とNET回覧でご確認ください。

令和6(2024)年5月2日

千鳥東区の皆様

千鳥東区 ヘルス・ステーション

自分の筋肉量を測ってみましょう フレールを防ぐためのチャンスです
体の成分である体水分量や筋肉量などを測定する

体成分 分析装置【インボディ】

私たちの体を構成する基本成分である体水分、タンパク質、ミネラル、体脂肪を定量的に分析し、

- ・栄養状態に問題がないか
- ・体がむくんではないか
- ・身体はバランスよく発達しているか

など、人体成分の過不足を評価する検査です。 前回参加の方、昨年との比較を！

主に現状の筋肉量を把握します。右腕・左腕・体幹・右脚・左脚の5つの部位ごとにたちまち測定することができ、正確に体成分を測定できます。

普段の体重計や体組成計では測れないものが測れます。でも測り方は、ほぼ同じ。素足で上に乗るだけです。その結果票に基づいて気を付けるべき点がわかります。このチャンスをお見逃しなく。ご夫婦、千鳥東区のお友達などお誘いあわせでぜひお越しください。



健康を維持、増進するチャンスです

日時 5月24日(金) 10:00~12:00

会場 千鳥苑 大広間

※ 素足になれるソックス等をはいてお越しください。当日は健康介護課の職員さんも来て、いろいろ測定や解説もありますよ。お楽しみに ティータイムにほっとするお茶とお茶菓子も用意しています！



Join our team

健康づくり推進員養成講座 開催します！

健康づくり推進員とは、地域の測定会で健康測定を行い、自身や家族・地域の健康づくりに対して積極的に考えるきっかけを作るボランティアです。

日時

① 6月6日(木)、6月20日(木) 10時～12時

② 6月13日(木)、6月27日(木) 10時～12時

※①、②どちらか一方を選択してください。

また、2日間両日参加をお願いします。

場所

① サンコスモ古賀 201・202研修室／203・204会議室

② 青柳公民館 大広間

申込締切日

5月31日(金)

申込方法

- ・電話申し込み
- ・インターネット申し込み



お申し込み・お問い合わせ

古賀市健康介護課健康づくり係 092-942-1151



こがまっぷ
KOGA MAP

～古賀市の地図情報を簡単に利用できます～

◎「こがまっぷ」とは？

「こがまっぷ」は、古賀市が保有する様々な地図情報をワンストップで提供するサービスです。

- ▶ 古賀市での暮らしや事業活動等に便利な地図や情報を、多数搭載しています。
- ▶ 地図の背景図として航空写真や民間地図を表示して、まちの詳しい様子を確認することもできます。
- ▶ こがまっぷでは地図の閲覧だけではなく、場所や施設の検索、表示した地図の印刷、ルート検索等の機能も利用できるため、簡単に必要な情報を見つけたり、共有したりすることができます。



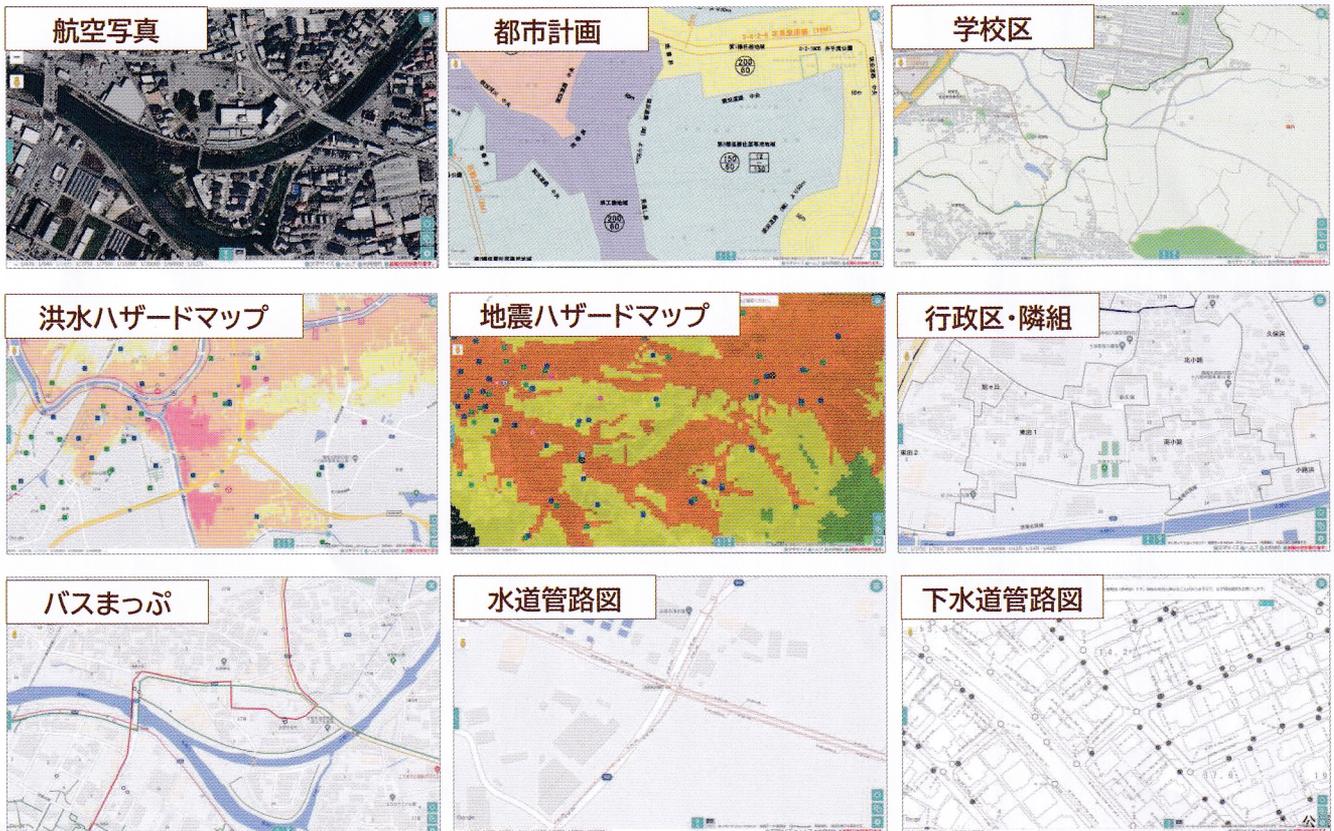
事前の利用登録は不要！
いつでも・どこでも・どなたでも、
無料でご利用できます！



お手持ちのパソコン、スマート
フォン、タブレットからアクセス
できます！

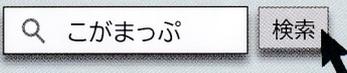
※システムメンテナンス中は利用できないことがあります。

◎「こがまっぷ」で利用できる地図情報



★こがまっぷで利用できる地図情報は、順次追加・更新予定です！

「こがまっぷ」の URL: <https://www.sonicweb-asp.jp/fukuoka-koga/>



お問合せ先: 古賀市役所 デジタル推進課

Tel : 092-942-1116

E-mail : jouhou@city.koga.fukuoka.jp



粕屋署だより号外



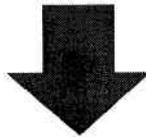
不審者に注意！！



- 粕屋警察署管内で、登下校中に不審者による声掛け、つきまとい等の事案が発生しています。
- また、令和5年中の粕屋警察署管内の性犯罪の認知件数は15件で、前年より7件増加しています。
- 学生一人での登下校や暗い夜道は非常に危険なため、防犯対策を行いましょう。



福岡県警察独自



←ダウンロードは
ここから

みまもっちアプリ

をご存知ですか？

防犯ブザー&110番通報機能

- ・ 防犯ブザーボタンを押すと、警報音が鳴り、助けを呼ぶことができる
- ・ 110番通報ができる



犯罪情報お知らせ機能

- ・ 現在地周辺で事件があった場合、注意を促す通知がくる
- ・ 情報マップを開くと、現在地から近くの交番・警察署が表示される

防犯対策学習機能

- ・ 防犯対策を学び、防犯ポイントを貯めることができる
- ・ 獲得した防犯ポイントに応じて、昇級試験や、表彰状の獲得等にチャレンジできる

防犯動画視聴機能

- ・ 性犯罪、ニセ電話詐欺等の犯罪防止対策について、日替わりの動画や画像で学ぶことができる



防犯対策 = 現状を知る + 自主防犯行動が大切です！



福岡県粕屋警察署 生活安全係

☎ (092) 939-0110



防犯ふくおか

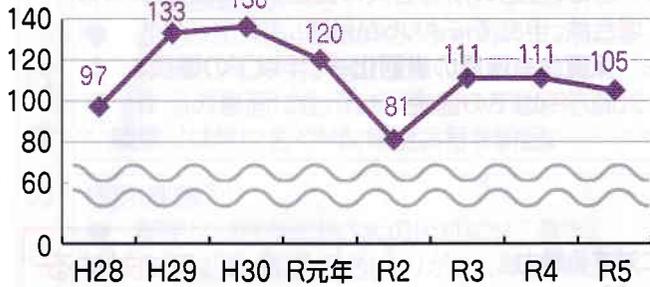
発行編集

公益社団法人 福岡県防犯協会連合会

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部内
TEL 092(633)3221
ホームページ <https://fukuboren.com>
印刷 株式会社ダイケン
TEL 092(738)8825

SNS等による子供の犯罪被害防止

■ SNSに起因する事犯の被害児童数



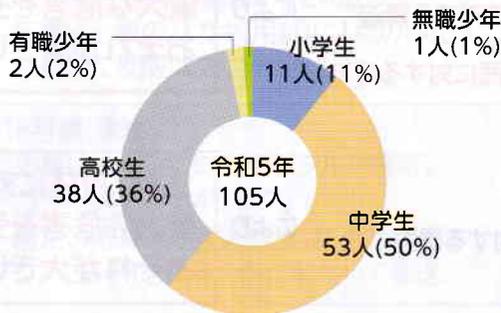
スマートフォン等でSNSを利用することがきっかけとなり、子供達が犯罪に巻き込まれるケースが依然として後を絶ちません。

【県内の事例】

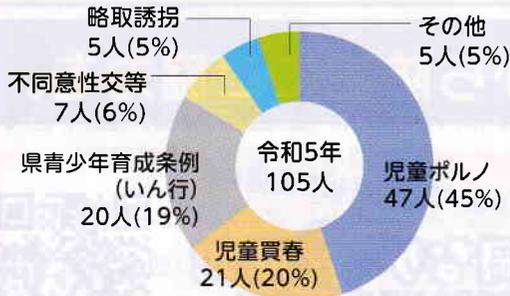
■ わいせつな姿を自画撮りさせ、送信させた男を検挙

県外居住の男が、ゲームアプリを通じて知り合った女子小学生に裸を自画撮りさせて、スマートフォンで送信させた。

被害児童の学識別



罪種別



〈保護者の皆様へ〉

- 子供のスマートフォンにはフィルタリングを設定しましょう。
- 子供と話し合ってルールを決めましょう。
～名前や顔写真を書き込まない、スマートフォンを使用する場所や時間を決める～
- 警察に相談しましょう。
もし被害にあってしまつたら迷わず警察へ相談しましょう。



⚠ SNSの正しい使い方について、親子で考えましょう。

⚠ ご注意!

悪質商法の被害が発生しています!

屋根や給湯器などの「点検商法」



“絶対にもうかる”「詐欺的な投資」



人を紹介すれば儲かる「マルチ商法」



自宅に注文していない商品が届く「送りつけ商法」



健康食品などの「定期購入」トラブル



貴金属を不当に安く買い取る「押し買い商法」



不安に感じたり、困ったりした時は、一人で悩まず、お近くの警察署又は消費生活センター(消費者ホットライン ☎188【いやや】)までご相談ください。

福岡県警察本部生活経済課

親と子で ルールを決めよう インターネット



配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が令和6年4月1日に改正!

～赤字で記載したところが変更されています。～



◎ 保護命令制度とは?

地方裁判所が被害者の申立てにより、相手配偶者に対し一定の行為を禁止する命令を発令する制度

◎ 保護命令の種類

- ① 被害者への接近禁止命令
- ② 被害者への電話等禁止命令
- ③ 被害者の子への接近禁止命令
- ④ 被害者の子への電話等禁止命令
- ⑤ 被害者の親族等への接近禁止命令
- ⑥ 退去等命令(2カ月間)

1年間

- ※ ②～⑤は、①が発令されていることを要件とし、命令期間は①が発令されている間に限られる。
- ※ ⑥は、**住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより6か月間**
- ※ 保護命令違反の厳罰化→**2年以下の懲役、200万円以下の罰金**

◎ 保護命令の要件

【接近禁止命令】

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する重大な危害を受けるおそれ大きいとき

【退去等命令】

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力

により

生命/身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいとき

安全安心なまちづくり。ながら防犯にご協力を。

すぐにできる「ながら防犯」

「ながら防犯」とは、通勤・通学、買い物、ウォーキングなどの日常生活の中に防犯の視点を取り入れて、周囲への目配り、子供たちの見守りなどを行う活動です。

個人や団体を問わず、誰もが気軽に実践できる防犯活動です。



外出しながら



自宅に居ながら



通学しながら

YouTubeで特別番組を配信中!



「ながら防犯」について映像やクイズを通して楽しくわかりやすく伝えるYouTube番組を配信しています!ぜひご視聴ください!



みんなで防犯応援隊に登録しませんか?

「ながら防犯」に取り組む企業・団体を募集中!

対象

県内の企業・団体(NPO法人、PTA、趣味のサークルなど)

取り組み事例

- 企業・団体内でのポスター掲示やチラシ配布、研修の実施
- トラックにロゴ入りステッカーを付けて配達 など



地域の **異変** **危険** に気づいたら!

最寄りの警察署、役所、防犯活動に関わる人に伝えましょう!